

継続給付業務の料金改定のお知らせ

令和7年3月3日

お客様各位

拝啓

日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「継続給付関連（産体育休・介護・高齢）業務」の料金を「令和7年4月1日」より改定させていただくこととなりました。最近の「育児介護休業法及び雇用保険法の改正による業務量の増加、物価高騰による社労士システム利用料金の値上げ、業務に関わる人員採用に伴う人件費の逼迫」に伴い、社内で慎重に検討を重ねた結果、やむを得ず改定を実施する運びとなりました。

つきましては、以下のとおり料金を変更させていただきます。

【変更前】 顧問料内

【変更後】 オプション業務（別添料金表参照）

※ただし、通算5名までは顧問料内で対応いたします。

【改定実施日】 令和7年4月1日

日頃よりご利用いただいているお客様には、ご負担をおかけすることとなり大変申し訳ございません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましてご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

末尾ではございますが、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

社会保険労務士法人 A&P ついき事務所 代表 特定社会保険労務士 築城由佳

大阪市福島区福島 7-14-19-4 階梅田ウエストビル

お問い合わせ先 06-6442-3118

～継続給付関係料金表～

社会保険労務士法人A&Pつき事務所
2025.4.1

★産休育休関連申請業務★

オプション業務	出産・育休・復帰後サポートパックに含む業務	男性育休サポートパックに含む業務	料金（税抜）
産前産後休業取得申出書	○		10,000
産前産後休業取得者変更（終了）届	○		10,000
育児休業等取得者申出書	○	○	10,000
育児休業等取得者終了届	○	○	10,000
出産手当金支給申請	○		20,000
出産育児一時金支給申請	○		10,000
育児休業給付金（賃金登録及び初回申請）	○	○	30,000
育児休業給付金（2回目～復帰まで）申請1回につき	○	○	5,000
育児休業終了時月額変更届	○	○	10,000
養育期間標準報酬月額特例申出書	○	○	20,000
出生後休業支援給付金申請	○	○	10,000
育児時短就業給付金（2歳まで）申請1回につき			10,000

パッケージ	料金（税抜） ※一律の金額です
出産・育休・復帰後サポートパック～2歳まで（協会けんぽ）	80,000
出産・育休み・復帰後サポートパック～2歳まで（協会けんぽ以外）	120,000
男性育休パック（協会けんぽ）	50,000
男性育休パック（協会けんぽ以外）	90,000



★介護休業給付申請業務★

オプション業務	料金（税抜）
介護休業給付金支給申請（賃金登録及び初回申請）	30,000
介護休業給付金支給申請（3回まで）1回につき	5,000



★高齢雇用継続給付申請業務★

オプション業務	料金（税抜）
高齢雇用継続給付支給申請書（賃金登録及び初回申請）	30,000
高齢雇用継続給付支給申請書（65歳まで）1回につき	5,000